

## 1. 七尾市健康福祉審議会および高齢者福祉分科会について

これからの健康福祉施策は、幅広い視点で推進することが重要です。そこで、諸計画の策定・進行管理、保健福祉に関する重要事項について調査、審議、評価を行う市長の諮問機関として七尾市健康福祉審議会（以下審議会という。）が設置されています。

審議会の中には5つの分科会が構成されています。審議会の委員はいずれかの分科会に属し、審議会と分科会が連携しながら運営ができるように組み立てられています。

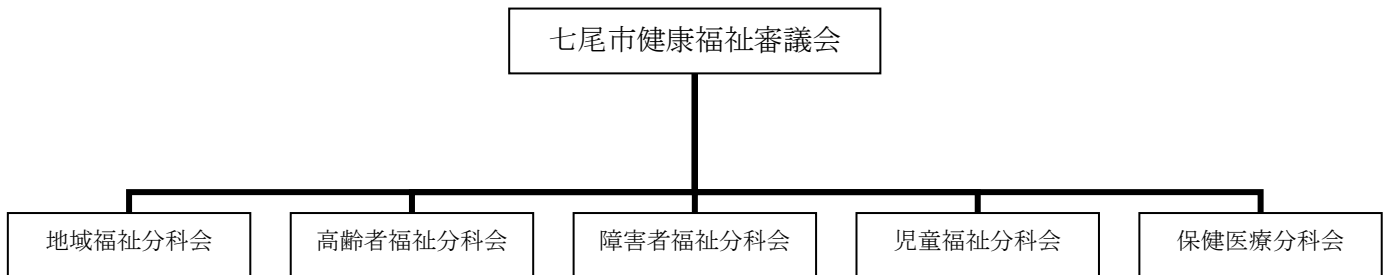
高齢者福祉分科会は、そのうちの1つであり、老人福祉計画、介護保険事業計画、介護保険料、その他高齢者福祉の重要事項に関する事項について審議して頂きます。

当分科会の委員は、審議会委員のほかに市民代表、有識者、保健医療福祉関係者、地域の代表の方など幅広い参画により構成されています。

なお、当分科会委員は、七尾市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会委員を兼務して頂くこととなっています。

### ○構 成

（審議会・分科会委員数は各15名程度）



### ○委員の任期

3年とする。（平成30年4月1日～令和3年3月31日）

(参 考)

## 健康福祉審議会及び各分科会の審議内容

### 健康福祉審議会

保健福祉に関する諸計画の策定や進行管理、保健福祉に関する重要事項及び福祉施設等整備計画に関する事項を審議・答申する。

### 地域福祉分科会

地域福祉計画、地域福祉の重要事項に関することを審議する。

### 高齢者福祉分科会

老人福祉計画、介護保険事業計画、介護保険料、その他高齢者福祉の重要事項に関する事項を審議する。

### 障害者福祉分科会

障害者計画、障害福祉計画、その他障害者福祉の重要事項に関することを審議する。

### 児童福祉分科会

子ども・子育て支援事業計画、その他児童福祉の重要事項に関することを審議する。

### 保健医療分科会

健康増進計画、その他保健医療の重要事項に関することを審議する。

分 科 会 名	高齢者福祉分科会
担 当 課	高齢者支援課
分科会の目的	<p>老人福祉法及び介護保険法の規定により、老人福祉計画・介護保険事業計画は、総合的・体系的に実施していく必要があるため、一体的に計画策定を行なっている。</p> <p>本分科会では、平成30年度から3年を計画期間とする「老人福祉計画・第7期七尾市介護保険事業計画」の進捗管理を行うとともに、令和3年度を開始年度とする「老人福祉計画・第8期介護保険事業計画」の策定について審議を行う。</p> <p>また、第8期介護保険事業計画に定める介護給付費等の見込額の算定による介護保険料の改定についても審議を行う。</p> <p>(関係法令)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉法第20条の8 (市町村老人福祉計画)</li> <li>・介護保険法第117条 (市町村介護保険事業計画)</li> <li>・介護保険法第129条 (介護保険料)</li> </ul>
審 議 事 項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 老人福祉計画・第7期介護保険事業計画の進捗管理</li> <li>2 老人福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定</li> <li>3 介護保険料の改定</li> <li>4 高齢者福祉に関する重要事項</li> </ol>
これまでの経過	<p>介護保険制度(平成12年4月施行)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第1期計画 (平成12年度～平成14年度)</li> <li>(2) 第2期計画 (平成15年度～平成17年度)</li> <li>(3) 第3期計画 (平成18年度～平成20年度)</li> <li>(4) 第4期計画 (平成21年度～平成23年度)</li> <li>(5) 第5期計画 (平成24年度～平成26年度)</li> <li>(6) 第6期計画 (平成27年度～平成29年度)</li> <li>(7) 第7期計画 (平成30年度～令和2年度)</li> </ol> <p>第6期計画から、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、地域包括ケアシステムの構築を段階的に進めている。</p> <p>今年度は第7期計画の開始から3年目を迎え、2025年及び団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年に向け、地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムを推進していく。</p>
今後の課題	地域包括ケアシステムの推進

令和2年度の  
主な取り組み

## 1. 老人福祉計画・第7期介護保険事業計画の進捗管理

地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組み

### (1) 医療と介護の連携・強化

多職種連携・強化を図り、在宅生活における介護と医療が切れ目なく円滑に行われる体制を推進する。

### (2) 在宅生活支援体制の充実

地域包括ケアシステムの柱である「生活支援・介護予防」を進めるため、地域住民等による互助の体制の充実を図る。

### (3) 介護予防の推進及び充実

生活習慣病や運動器機能低下の予防に関する普及啓発をするとともに、介護予防活動の場である「通いの場」の拡充を図る。

### (4) 認知症施策の推進

認知症に関する知識の普及啓発と施策の周知を図るとともに、認知症の人やその家族を支援するため、相談・支援体制を強化する。

### (5) 介護サービスの基盤整備

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1事業所公募（圏域指定無）

## 2. 老人福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定

第8期計画は、団塊世代が75歳以上となる2025年（令和7年）、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）に向けて、より一層地域包括ケアシステムを推進していく。

### 【策定作業】

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の集計・分析

(2) 在宅介護実態調査の集計・分析

(3) 給付状況の分析・評価

(4) 年齢階層別人口の推計・要介護認定者数の推計

(5) 介護サービス見込量及び給付費の推計による介護保険料の推計

(6) 介護サービス基盤の整備計画の策定

(7) 地域包括ケアシステム推進に向けた具体的な取り組み及び目標等